

## 最高裁判決を受けて

2015年（平成27年）12月16日

夫婦別姓訴訟弁護団一同

本日、最高裁判所大法廷（寺田逸郎裁判長）は、多数意見において、民法750条について、婚姻の際の「氏の変更を強制されない自由」は憲法上の権利として保障される人格権の一内容であるとはいえず、憲法13条に違反するものではない、夫婦同氏制それ自体に男女間の形式的な不平等が存在するわけではなく、憲法14条1項に違反するものではない、個人の尊厳と両性の本質的平等という憲法24条の要請に照らして夫婦同氏制が合理性を欠くとは認められないとして、民法750条は合憲であると判断しました。

しかし、婚姻するために氏の変更を強制されることによる種々の不利益は、判決の言う「人格的不利益」の程度にとどまらず、現代においてはすでに憲法13条の保障する人権の問題であると考えべきです。また、実質的差別や間接差別を禁ずる女性差別撤廃条約を日本が批准してから30年も経た現在では、憲法14条は性差別についての実質的不平等の解消をも裁判所の役割として直接期待していると解釈すべき時期がきていると考えます。

なお、多数意見は、憲法24条については、初めて、具体的な法規範性を認めました。すなわち、憲法24条の要請・指針は、憲法上直接保障されたとまではいえない人格的利益であっても尊重すべきこと、両性の実質的な平等が保たれるように図ること、婚姻制度の内容により婚姻をすることが事実上不当に制約されることのないように図ること等についても十分に配慮した法律の制定を求めるものであり、立法裁量に限定的な指針を与えるものであるとの意義を初めて明確にしました。

ただし、多数意見が、嫡出子であることを示すために子が両親双方と同氏である仕組みを保持する意義、夫婦がいずれの氏を称するかは夫婦となろうとする者の間の協議による「自由な」選択に委ねられていること、通称の広まりにより改姓の不利益は一定程度緩和されていることをもって、民法750条が直ちに個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠く制度であるとは認めることはできないと結論づけ、国に極めて広い立法裁量を認め、司法消極主義にたつたことは極めて残念です。また、民法750条は女性差別撤廃条約違反であり条約遵守義務を定めた憲法98条2項違反であるとの主張については上告理由に該当しないとして判断を示さなかったことも大変残念です。

国会が、女性差別撤廃条約批准から30年、そして法制審の答申を経ても20年という長期間、動かないからこそ、原告らは司法救済を求めざるをえなかったのに、その動かない国会に、再びボールを返してしまったことで、どれほど多くの国民が最高裁判所に絶望感をいだいたかしれません。

一方、5名の裁判官（岡部喜代子、櫻井龍子、鬼丸かおる、木内道祥、山浦善樹）の違憲意見は、高く評価すべきです。3名の裁判官（櫻井、鬼丸及び山浦裁判官）が同調する岡部裁判官の憲法24条についての意見は、著しい女性の社会進出を背景に、婚姻改姓が、個人識別機能に支障を生じさせ、業績、実績、成果などの法的利益に影響を与えかねず、自己喪失感をもたらすこともありえること、そしてこれらの負担がほぼ妻に生じていること、その要因として、女性の社会的経済的な立場の弱さや家庭生活における立場の弱さ、事実上の圧力など様々なものによること、夫の氏を称することが妻の意思に基づくものであるとしても、その意思決定の過程に現実の不平等と力関係が作用していること、この負担をさけるために法律婚をしない選択をする者を生んでいること、氏が基礎的な集団単位の呼称であることの合理性や意義があるとの多数意見には賛同するが、それは全く例外を許さないことの根拠になるものではないこと、等を理由に、少なくとも現時点においては、民法750条が夫婦別氏を認めないものである点において、個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠き、憲法24条に違反するとしましたが、非常に説得的です。

また、岡部意見は、多数意見が合理性の根拠とした通称による不利益緩和論に対して、「通称は便宜的なもので、使用の許否、許される範囲等が定まっているわけではなく、現在のところ公的な文書には使用できない場合があるという欠陥がある上、通称名と戸籍名との同一性という新たな問題を惹起することになる。そもそも通称使用は婚姻によって変動した氏では当該個人の同一性の識別に支障があることを示す証左なのである。既に婚姻をためらう事態が生じている現在において、上記の不利益が一定程度緩和されているからといって夫婦が別の氏を称することを全く認めないことに合理性が認められるものではない。」と鋭く反論しています。

木内意見もまた、「問題となる合理性は、夫婦が同氏であることの合理性ではなく、夫婦同氏に例外を許さないことの合理性であり、立法裁量の合理性という場合、単に、夫婦同氏となることに合理性があるというだけでは足りず、夫婦同氏に例外を許さないことに合理性があるといえなければならないことである。」として、多数意見の論理思考の問題点を明確にしました。そして、多数意見が、同一の氏により家族集団の構成員であることを実感する意義を合理性の根拠としたことに対しては、「少なくとも、同氏でない夫婦親子であることの実感が生まれないとはいえない。・同氏であることは夫婦の証明にはならないし親子の証明にもならない。・同氏の効用という点からは、同氏に例外を許さないことに合理性があるということではできない。」と反論し、また、多数意見の通称による不利益緩和論に対しては、「法制化されない通称は、通称を許容するか否かが相手方の判断によるしかなく、氏を改めた者にとって、いちいち相手方の対応を確認する必要があり、個人の呼称の制度として大きな欠陥がある。他方、通称を法制化するとすれば、全く新たな性格の氏を誕生させることとなる。その当否は別として、法制化がなされないまま夫婦同氏の合理性の根拠となし得ないことは当然である。」と明快な反論をしています。

なお、合憲意見の多数意見も、婚姻改姓によるアイデンティティの喪失感、婚姻前に形成してきた他人から識別され特定される機能が阻害される不利益、個人信用、評価、名誉感情等に影響が及ぶ人格的不利益を認め、近年の晩婚化により不利益を被る者が増加してきていること、これらの不利益が女性に多く生じていると推認し、不利益を回避するために事実婚を選択する者が存在すること等を認めております。そして、「選択的夫婦別姓制度に合理性がないと断ずるものではない」とし、国会で合理的な仕組みの在り方を幅広く検討して決めることを求めています。国会議員の方々が、これらの点をしっかりと受け止めていただくことを弁護団一同、強く希望しています。すべての女性が仕事も婚姻も円滑に選んで生きられる社会の実現を願います。